# 令和3年度

定期監查報告書

令和4年3月

標茶町監查委員

# 令和3年度定期監查報告書

標茶町監査委員 佐々木 幹 彦 同 熊 谷 善 行

#### 第1 監査の概要

#### 1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、次の部局を対象として令和3年12月16日から令和4年1月13日 の間において実施した。

区分	監 査 実 施 課 及 び 場 等
	総務課 企画財政課 税務課 管理課 住民課 保健福祉課 農林課 観
	光商工課 育成牧場 水道課 建設課 出納室 特別養護老人ホーム デ
	イサービスセンター 軽費老人ホーム ふれあい交流センター 地域包括
町長部局	支援センター 指定居宅介護支援事業所 子育て支援センター 子ども発
	達支援センター 保育園(みどり、さくら、すみれ、ひまわり、たんぽぽ)
	へき地保育所(沼幌、ひしのみ) 児童館 開発センター 酪農センター
	(磯分内、虹別) 終末処理場 町史編さん事務局
	管理課 社会教育課 指導室 幼稚園 小学校(標茶、磯分内、虹別、中
教育委員会	茶安別、塘路、沼幌) 中学校(標茶、虹別、中茶安別、塘路) 中央学
教 月 安 貝 云	校給食共同調理場 公民館(中央、磯分内、虹別、茶安別、塘路、阿歴内)
	図書館 博物館
各委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
企業会計部局	病院事業 上水道事業

### 2 監査の主眼並びに実施した監査手続き

監査は、令和3年4月1日から11月30日までの各部局の予算の執行、財務に 関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実 施した。(財務事務と行政事務とが不可分一体となっている点から、行政監査も並 行して実施した。)

- (1) 町税及び各種収納金の確保について
- (2) 旅費の執行について
- (3)業務委託に係る契約の執行について
- (4) 物品購入に係る契約の執行について
- (5) 公共工事に係る入札・契約の執行について
- (6) 町有施設における事業の管理運営について

これらに係る監査資料を各所管課等から提出を求め、抽出により選択し関係書類に基づいて実施した。また、監査の過程において追加資料及び関係職員への質問により内容確認も行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は総体として適正に執行されているものと認められる。

なお、次の事項については、改善措置等の実施や検討を望む。

#### 1 収納状況について

- ① 町税の徴収については、コンビニ収納による納税者への利便性の向上や鋭意努力により、また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構による収納などの効果により現年度分・滞納繰越分とも改善されてきておりますが、依然として滞納が多額なため継続して徴収努力を期待する。
- ②税外収入金については、特に農業費分担金、アイヌ住宅改良資金貸付金、住宅使用料、農業用水道使用料の滞納が多額であり、住宅使用料では200万円を超える滞納者もいることから、法的手段等も視野に入れた対策を講じるなど一層の徴収努力を期待する。 (別紙1 滞納繰越金の収納状況 参照)

#### 2 組織及び運営について

- ①一部の職員に時間外勤務が集中している課が見受けられるので、標茶町役場処務規程第32条による、課、係内の創意工夫による相互援助を望む。
- ② 1 1 月末現在で時間外勤務が 300 時間を超える職員が 2 5 名 (昨年 1 7 名)、 5 5 5 5 5 00 時間以上が 3 名 (昨年 1 名) いることから、職員の健康管理には十分 留意されることを望む。
- ③ 時間外勤務の管理、退庁時刻の管理等々を正確に把握するためタイムレコーダーなど機械的・電子的な機器の導入の検討を望む。
- ④職員(会計年度職員を含む)の募集を行っても、応募が少数と聞く。どの業種でも同じであるが、職員が補充されないことが予想され、現在の環境が継続できるか心配である。新規、中途採用を問わず職員募集にかかる工夫や再任用職員の能力を最大限発揮できる配置等々研究をお願いしたい。

## 3 各基金の整理について

現在、16項目の基金を運用しているが、各基金の創設からそれぞれ相当数時間が経過し、創設当初とは状況が変わり想定していた目的についてその役目を終えたと思われるものが散見されているため整理するべきと考える。また、この16項目とは別に標茶町農林漁業振興資金貸付基金がある。標茶町農林漁業振興資金貸付基金条例によると「基金の額は、1億円とし、毎年度一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。」となっているが、数年間、同じ1社が繰り返し利用しているのみで金額も数百万円であり、必要性を含めた検討が必要だと考える。

# 4 その他

①標茶町中小企業振興融資や標茶町労働者生活安定資金貸付について、対象者が各金融機関から融資・貸付を受け、その返済期間内に融資・貸付を完済したとき保証料の全額が補助されるというもの。利用することができる対象者にとって有利な制度であり、対象者に広く利用していただくための周知について工夫願いたい。

- ②標茶町ほっとらいふ制度について、低所得者、老人世帯、障害者等世帯又は母子世帯に対し、上下水道の料金及び暖房費など一部の助成をすることにより、その世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として創設されたもので社会的弱者にとっては心強い制度である。対象となり得る世帯は約500世帯ほどであるが、そのうち、申請により制度を利用している世帯は46%ほどである。「広報しべちゃ」の掲載により年3回の申請を受け付けているとのことであるが、多くの対象者に利用していただくための周知について工夫を願いたい。
- ③各幼稚園・保育園の施設内において、経年劣化により補修が必要な個所があり、 数年前から要望している様子見受けられるが改善されていない箇所がある。幼 稚園児、保育園児の安全確保や健全な育成のため早急に対応されたい。
- ④地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、・・最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と謳われているが、町で発注されるものの中には、入札や見積もり合わせの経過など見る限り高止まりとなる傾向が見受けられるものも散見された。競争原理を働かせるよう検討願いたい。
- ⑤入札時の予定価格の事前公表は130万円以上の工事が対象となっている。土 木工事については、北海道の積算ソフトによる一定の積算ルールがあり、各業 者が一定の基準の中で積算できるため、今年度から予定価格の事前公表を行わ ないことになっている。一方、建築工事については、素材、工法等の組み合わ せが多岐にわたっており、土木工事のような積算ソフトも存在しないため基準 の設定が困難で、業者が行う積算の幅が広いことから予定価格との乖離が予想 される。そのため建築工事については、現在も事前公表を継続している。地方 公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予 定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者 の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることな どから原則事前公表はしない旨『公共工事の入札及び契約の適正化の推進につ いて』の中で示され国から地方公共団体に通知されているところである。職員 を入札談合等から守ることや、不落の可能性を回避する等々を考え、建築工事 の予定価格について事前公表を選択している状況は理解するが、一定のルール を設けて各業者間の競争を促し、少しでも安価に施工できるように促していく ことが健全な入札の在り方であると考えられるため、その仕組みについて検討 願いたい。
- ⑥標茶町高齢者事業団への補助については現在、訪問開拓員補助となっているが、 総会資料等などにより内容を確認すると、訪問開拓員補助よりは運営費補助と するほうがなじむのではないか。(道内の令和2年度高齢者事業団状況調査によ ると道内95団体のうち訪問開拓員による支出32団体、運営費補助による支 出41団体、補助の無い団体27団体、重複5団体)

- ⑦町内には各地域に5つの学童保育があり、放課後に共働きなど家庭の事情で自宅において過ごすことのできない地域の子供たちを預かってくれる子育で支援のための大切な場所である。今回総会資料などで確認すると各地域の繰越金が多額であることがわかった。委託費のため残額の確認は各運営委員会の監査によるものであり、町は各運営委員会の総会資料により書面で確認するとのこと。指導員の確保や設備の充実など運営委員会の主体的な項目の中で効果的な運営がされるよう指導を願う。
- ⑧令和4年1月には町内小中学校、8月には標茶高校でも新しい給食調理場で調理された給食が提供される。給食代について、管内では無償化の動きがあるが、当町については、恒久的な財源の確保が必要なことや食事の大切さを考える一助とするため徴収を継続するとのこと。徴収方法について研究されているとのことであるが、その方法について職員の負担にならないように運用されることを願う。
- ⑨課税事務について、課税誤りが散見されている。既に行っていることと思うが 課内におけるチェック体制を強化するなどして再発防止に努められたい。

# 1. 滞納繰越金の収納状況(令和3年11月30日現在)

税金 単位:円・%( )は前年同期

区 分		調定額	収入済額	未収額	収納率	
町	町民税	11, 624, 929	4, 010, 957	7, 613, 972	34. 50 (25. 45)	
	固定資産税	47, 416, 471	3, 727, 383	43, 689, 088	7. 86 (5. 48)	
税	軽自動車税	263, 800	115, 600	148, 200	43. 82 (21. 75)	
	=	59, 305, 200	7, 853, 940	51, 451, 260	13. 24 (9. 90)	
国民健康保険税		25, 211, 755	8, 622, 830	16, 588, 925	34. 20 (26. 46)	
É	計	84, 516, 955	16, 476, 770	68, 040, 185	19. 50 (15. 53)	

# 税外収入金(主なもの)

(単位:円・%)

	区分	科	目	調定額	収入済額	未収額	収納率	
一般会計			農業費分担金	206, 990, 808	500, 471	206, 490, 337	0. 24	
		分担金及び負担金	児童福祉費負担金	6, 435, 820	225, 000	6, 210, 820	3. 50	
		使用料及び手数料	児童福祉使用料	130, 300	0	130, 300	0.00	
			農業用水道使用料	9, 355, 890	831, 480	8, 524, 410	8. 89	
			住宅使用料	28, 230, 485	1, 500, 890	26, 729, 595	5. 32	
			墓園等管理料	99, 000	3, 600	95, 400	3. 64	
			土地貸付収入	170, 500	0	170, 500	0.00	
		財産収入	建物貸付収入	125, 546	117, 900	7, 646	93. 91	
			土地売払収入	175, 766	0	175, 766	0.00	
		諸収入	アイヌ住宅改良資金 貸付金元利収入	32, 202, 448	80,000	32, 122, 448	0. 25	
			町営住宅営繕料	144, 279	0	144, 279	0.00	
	下水道事業	分担金負担金	事業費分担金	382, 210	192, 210	190, 000	50. 29	
			事業費負担金	422, 780	310, 760	112, 020	73. 50	
			<b>徒田料子粉料</b>	下水道使用料	5, 540, 870	797, 830	4, 743, 040	14. 40
特		使用料手数料	集落排水使用料	288, 720	41, 310	247, 410	14. 31	
別会計	介護保険	事業勘定	介護保険料	4, 588, 010	457, 600	4, 130, 410	9. 97	
		サービス勘定	通所•短期利用料	872, 430	186, 110	686, 320	21. 33	
			施設介護利用料	25, 940	0	25, 940	0.00	
	後期高齢	医療保険料	普通徴収保険料	1, 218, 271	617, 300	600, 971	50.67	
	簡易水道	使用料手数料	水道使用料	963, 340	204, 090	759, 250	21. 19	

# 企業会計

(単位:円・%)

— 1112					
区分	科目	調定額	収入済額	未収額	収納率
病院事業	入院負担金等	1, 659, 990	934, 490	725, 500	56. 29
上水道事業	水道使用料	5, 798, 032	1, 204, 210	4, 593, 822	20. 77